四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　山栗川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を平成二十四年国土交通省告示第千八十七号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
　北海道上磯郡知内町字元町
　九九番七七　一号
　九九番四六　二号
　九九番五　三号及び四号
　九九番七　五号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　ユードロ沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　北海道留萌市大和田二丁目
　二四番　一号から三号まで及び七号から十号まで
　二二番　四号から六号まで
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　東浜沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　北海道苫前郡羽幌町大字焼尻字東浜
　一三四番地先道路敷　一号
　一三四番　二号
　一三四番地先国有地　三号
　一〇五番　四号
　一〇二番二　五号
　一〇一番　六号
　一〇〇番　七号
　一〇〇番地先河川敷　八号から十号まで
　一五五番　十一号
　一五四番一　十二号
　一五三番一地先河川敷　十三号及び十四号
　一五二番一地先河川敷　十五号から十七号まで
　一五二番一　十八号
　一五〇番二　十九号
　一五〇番二地先道路敷　二十号

○国土交通省告示第二百三十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　日川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和五十一年建設省告示第千六百四十一号で指定した同号十七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
　山梨県甲州市塩山牛奥
　字牛奥山　五五三二番一　一号から四号まで
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号と六号を結んだ線及び標柱五号と六号を昭和五十一年建設省告示第千六百四十一号で指定した同号十七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
　山梨県甲州市塩山牛奥
　字牛奥山　五五三二番一　五号及び六号
　ハ　次に掲げる土地に存する標柱七号から九号までを順次結んだ線及び標柱七号と九号を昭和五十一年建設省告示第千六百四十一号で指定した同号十七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
　山梨県甲州市塩山牛奥
　字牛奥山　五五三二番一　七号から九号まで

○国土交通省告示第二百三十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　どんど谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十八年建設省告示第二百七十七号で指定したどんど谷に掲げる土地の区域を除く。）
　徳島県吉野川市山川町
　字東麓　二一〇番一　一号
　二三〇番二地先道路敷　二号
　二三一番一地先道路敷　三号
　一七九番五　四号及び五号
　一七九番六　六号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　打石谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十八年建設省告示第二百七十七号で指定した打石谷に掲げる土地の区域を除く。）
　徳島県三好市山城町上名
　字松竹尾　五九五番　一号
　六〇〇番二　二号
　字テバシ　六〇七番一　三号及び四号
　六〇九番一　五号から七号まで

○国土交通省告示第二百三十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　鹿鳴川左支渓
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　鹿児島県熊毛郡南種子町西之
　字外牟田　三五七番　一号及び二号
　字今渡瀬　三五三番二　三号及び四号
　三五三番一　五号及び六号
　三四八番　十三号及び十四号
　三四四番　十五号
　三四〇番　十六号及び十七号
　字向ノ田　一五五番七　十八号
　一五五番五　十九号
　鹿児島県熊毛郡南種子町中之下
　字白草　一三七六番二　七号及び八号
　一三七五番一　九号及び十号
　一三七三番　十一号及び十二号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　江良川支渓
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十一年国土交通省告示第千四号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
　鹿児島県出水市美原町
　三九一六番一　一号及び二号
　三九一七番　三号及び四号
　三九一八番　五号
　三七一五番一　六号から九号まで
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　城瀬川二
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成七年建設省告示第百八十七号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）
　鹿児島県姶良市平松
　字城瀬　八二一一番　一号及び二号
　三九七九番二　三号
　三九七一番二　四号
　三九七〇番七　五号及び六号
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱七号から十号までを順次結んだ線及び標柱七号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成七年建設省告示第百八十七号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）
　鹿児島県姶良市平松
　字城瀬　三九七九番一　七号
　三九七五番一　八号及び九号
　三九七八番二　十号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　霧島川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷（平成元年建設省告示第五百五号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）
　鹿児島県霧島市霧島田口
　字泉水　二四〇五番一〇
　二四〇五番一六から二四〇五番一八まで
　二四〇七番六